

## **[事案 25-46] 入院給付金請求**

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

通院でも治療可能であることを理由に、疾病入院給付金が不支払いとされたことを不服とし、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腰椎椎間板ヘルニアの治療のため、平成 24 年 12 月に 16 日間入院したので、以下の理由により、医療保険の入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 腰椎椎間板ヘルニアの痛みは本人しか解らない。
- (2) 歩くこともできず、痛みをとるために入院したもので通院可能な状態でなかった。

### **<保険会社の主張>**

申立人が疾病入院給付金の支払いを求める入院期間は、当社約款に定める「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」の入院とは判断できず、通院でも治療可能であるため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 約款の規定について**

- (1) 約款には、「『入院』とは、医師・・・による治療…が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、…病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と規定されている。
- (2) したがって、疾病入院給付金の支払対象となる「入院」に該当するためには、単に、①医師による治療の必要がある、だけでは足りず、②自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、③常に医師の管理下において治療に専念することが必要である。このような「入院」の定義は、医療保険では一般的に見られるところであり、不当なものではない。そして、上記「入院」に該当するかどうかは、主治医の意見のみにもとづいて判断されるものではなく、一般医学上の見解にもとづき客観的に判断されるべきものであり、裁判例も同様の考え方を採っている。

#### **2. 「入院」該当性の検討について**

以下の事実によると、申立人の腰椎椎間板ヘルニアの症状に対する治療は通院によっても可能であり、本入院が、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること、という条件を満たすものと認めることはできない。

- (1) 主治医回答書によると、本入院は「本人による希望入院」、入院初日から最終日まで一貫して「独歩可能」とされており、入院期間中の行動制限はなかったこと。
- (2) 入院診療計画書によると、「入院時の一般状態」は「独歩」とされていること。
- (3) 看護記録によると、平成 24 年 12 月は「歩行にて入室」とされ、16 日間の入院期間中、

合計3日間、外出していること。

(4)本入院中に施された治療方法は、主に牽引、点滴および温熱療法であること。

(5)一般的に腰椎椎間板ヘルニア等により入院治療が必要となる症状は起立歩行や体動ができないほどの重篤な症状が発症している場合であること(急性期の治療としては臥床による安静が必要とされている)。